4　その他
⑴　契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
ⓐ　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、ⓐⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会が有った場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomomasa Onomi Director-General of Yamatogawa River Office, Kinki Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 29
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Yamatogawa River Office Telecommunication equipment maintenance 1 set
⑷　Service period : From 1 April, 2018 through 31 March, 2019
⑸　Service place : 3―8―33, Kawakita, Fujiidera-Shi, Osaka-Fu and others
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have “Provision of services” in Kinki Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
③　have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned
④　not be under suspension of nomination by Director-General of Kinki Regional Development Bureau from Time-limit for submission of certificate to Bid Opening
⑤　acquire the electric certification in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑥　not be the person that a gangster influence management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑺　Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　8 February, 2018
⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　5 March, 2018
⑼　Contact point for the notice : Shota Onishi the Profession, Accounting Division, Yamatogawa River Office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―8―33, Kawakita, Fujiidera-Shi, Osaka-Fu, 583―0001, Japan, TEL 072―971―1381 ex. 216

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年1月9日
分任支出負担行為担当官　近畿地方整備局
滋賀国道事務所長　竹内　勇喜
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　25
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　調達件名及び数量　滋賀国道事務所電気通信施設保守業務　一式（電子調達システム対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。
⑷　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日
⑸　履行場所　滋賀県大津市竜が丘４番５号　滋賀国道事務所管内
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
詳細は入札説明書による。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
⑶　平成15年度以降に、下記２⑶㋐に示す機関等が発注した、下記２⑶㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成30年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。
なお、履行実績は建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績をもって代えることが出来る。
㋐　発注機関等は次の①から⑤のいずれかに該当する機関等とする。
①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられるもの）
（上記①から③の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）
④　民間企業
⑤　公益法人（一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人））